

## 日本財政学会会則

第1条 本会は日本財政学会と称する。本会に支部を置くことができる。

第2条 本会は財政学の研究およびその発表を行い、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 研究会ならびに講演会の開催
2. 図書、機関誌の発行
3. その他理事会において適当と認める事項

第4条 本会は財政に関する研究者を以て組織する。本会への入会は会員の紹介にもとづき理事会に於いてこれを決定する。

第5条 会員は会費として総会で定めた金額を毎年納める。3年以上にわたり会費を納めないものは、原則として会員の資格を失う。

第6条 年次大会開催の費用の一部補助にあてるため、必要に応じ理事会の承認を得てその都度会員より費用を徴収することができる。

第7条 本会には次の機関を置く。

1. 会員総会
2. 理事会

第8条 会員総会は毎年1回開くことを常とする。会員総会には次の事項を付議しなければならない。

1. 会務ならびに会計報告
2. 会則改正その他本会の運営に関する重要議案

第9条 本会の会務を処理するため次の役員を置く。

1. 理事 37名
2. 監査 2名

第10条 理事は別に定める選挙規則によりこれを選ぶ。理事は理事会を構成して会務の

執行に当たる。なお若干名で構成する常任理事会を置くことができる。任期は3年とする。但し連続3期を超えることはできない。

第11条 監査は会員総会において理事以外の会員中からこれを選ぶ。監査は本会の会務および会計を監査する。任期は理事に準ずる。

第12条 理事会は若干名の幹事を置くことができる。幹事は、理事会において会員中からこれを選ぶ。幹事は理事会の委嘱を受け会務の執行を助ける。

第13条 理事会は、本会に対する功績顕著な会員を顧問に推薦することができる。顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。また、理事会は顧問に助言を求めることができる。顧問は理事を兼ねないものとする。

第14条 理事会は、会員を名誉会員に推薦することができる。名誉会員に関する規則は別に定める。

第15条 理事会は学会の事業に賛同する個人・法人・団体等から賛助金を受け入れることができる。賛助金受け入れに関する規則は別に定める。

第16条 本会の細則は、理事がこれを定める。

第17条 本会の事務局は、東京都豊島区東池袋 2-39-2-401 (株) ガリレオ 学会業務情報化センターに置く。

#### 付則

第1条 本会則は、昭和40年4月1日より施行する。

第2条 本会則は、平成22年4月1日より施行する。

第3条 本会則は、平成27年10月17日より施行する。

第4条 本会則は、令和3年10月24日より施行する。

第5条 本会則は、令和4年10月8日より施行する。